

## 計画事業に係る事後評価項目記載様式(最終年度)

## I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

上田市公共交通活性化協議会(以下「法定協議会」)では、平成19年度に策定した「上田市地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」)に則り、平成20年度より「上田市街地循環バス及び丸子地域循環バスの実証運行」、「乗り継ぎ情報提供表示板及びバスマップの作成」、「別所線車両のラッピング」、「上田市街地循環バス・丸子地域循環バス共通回数券の発行」、「傍陽線本原地区迂回実証運行」、「タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業」を順次実施した。

各年度、実施事業に関する利用実態調査、改善策の検討を行い、法定協議会において報告、及び事業展開について審議し、併せて住民への説明会実施や市民への周知など、以降継続的な実施を予定している各事業について、本格実施に移行するための環境整備を行った。

## II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

今年度、当法定協議会では(1)上田市街地循環バスの実証運行、(2)丸子地域循環バスの実証運行、(3)傍陽線本原地区迂回実証運行、(4)タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業を計画事業に位置づけ実施した。

(1)上田市街地循環バス実証運行は、平成20年10月より継続して実施してきた事業である。旧運行時「東コース」「西コース」と別々に運行していたが、将来土地利用の観点からも両コースの直通運行とし、さらに双方向循環の循環バスとして、大幅に運行方法を変更した。よって、利用者の周知期間を十分に取るため、3年間の実証運行期間中、利用実態調査を行いながら、当初から変更無く実施してきた。

(2)丸子地域循環バス実証運行は、上田市街地循環バスと同じく平成20年10月より継続して実施してきた事業である。旧運行時には丸子地域内の集落をくまなく一筆書きで結び運行してきたものを、各コースの乗車時間短縮と細かなルート設定を目指し、「東コース」「西コース」の2コースに分割し、1台で各コースを順番に運行する形態に変更した。実証運行期間中、利用実態調査を行い利用動向を見たが、利用者から不満が挙がったことと問題点が明確化されたことから、実証運行開始から約1年後の平成22年1月に各コース1便増便とダイヤ改正による見直しを行い運行を開始した。

(3)傍陽線本原地区迂回実証運行は、既存の傍陽線沿線に存在するバス利用が不便な本原地区内(上原・中原)を通るルートに一部変更し、本原地区の利便性を高める事業である。平成22年10月1日より変更を行い実証運行を開始した。運行を開始するに当たっては、地域協議会や地元説明会を開催するとともに、路線図及び時刻表のパンフレットを作成し、沿線地区の全戸に配布した。

(4)タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業は、当初連携計画に定められていなかったが、平成21年10月1日に施行された「タクシー特措法」により、今後タクシー事業の適正化・活性化の推進に取り組むこととなり、地域の公共交通の一つとして位置づけられたタクシーに関する当該事業を、連携計画に包含させ計画事業に位置づけ実施することとなった。当事業では、「乗務員接客レベル向上のための研修」「JR上田駅タクシー乗り場へのタクシーアテンダント配置」「観光振興のため真田幸村及びその十勇士を主体とした観光PR」を定め今年度より実施した。

なお、前年度までに実施した「乗り継ぎ情報提供表示板及びバスマップの作成」「別所線車両のラッピング」「上田市街地循環バス・丸子地域街地循環バス・丸子地域循環バス共通回数券の発行」は更新、販売を継続していく。

### Ⅲ 具体的成果

#### ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。 その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

連携計画において、評価の方法・基準は明確に定めていないが、「上田市街地循環バス」「丸子地域循環バス」については、連携計画で算出した需要推計値を長期視点に立った最終目標値とし、運行を継続していく中での中間目標としては、旧運行時利用者数との比較、実証運行期間中の利用者数の推移により評価を行っていくものとした。また、利用者数とは別に利用者の満足度を評価の中に組み入れることとした。傍陽線本原地区迂回実証運行は変更前と変更後の利用者数の変化、新設バス停の利用状況、満足度により評価を行う。また、タクシー当該事業については連携計画で定めた目標に関する数値を計測し、評価するものとした。

##### (1) 上田市街地循環バス(参考資料参照)

当循環バスの平成22年4月～平成22年12月までの合計利用者数は約19,900人であった。平成21年同時期の約17,400人と比較し約2,500人増加しており、増加傾向を示している。ただし、平成21年度年間利用者数は約23,500人であり、最終目標値30,000人には至らなかった。満足度は実証運行開始当初から順に向上しており、今年度は約50% (12月時点)であった。当初大幅な運行方法の見直しにより、利用者に戸惑いが見受けられ、利用者数が低調に推移したが、徐々に利用者数及び満足度が増加が見られるようになった。人口減少の中で、当面は今年度の伸びを維持していくことが課題である。

##### (2) 丸子地域循環バス(参考資料参照)

当循環バスの平成22年4月～平成22年12月までの合計利用者数は約6,400人であった。平成21年度同時期の約5,500人と比較し約900人増加しており、増加傾向を示している。ただし、平成21年度年間利用者数は約7,300人であり、最終目標値13,000人には至っていない。満足度は実証運行開始から向上しており、今年度は約60% (12月時点)であった。当循環バスは、実証運行期間中に課題の明確化がされ、見直しを行い、新たに運行を開始することが出来た。今後はその効果計測を継続しつつ、人口減少の中で、当面は今年度の伸びを維持していくことが課題である。

##### (3) 傍陽線本原地区迂回実証運行(参考資料参照)

実証運行を開始した10月、11月、12月の各月別利用者数を今年度と前年度と比較した。今年度10月～12月の利用者数は約10,400人(前年度同時期9,400人)であり、前年度同時期と比較し約1,000人利用者数が増加した。また、新設バス停である「上原バス停」「中原バス停」の利用状況を見ると、上原バス停が日平均7.9人、中原バス停が日平均11.1人の利用状況であり、実際に利用されていることが分かった。

さらに、利用者の満足度(平成22年11月調査)を見ると、「設置されて満足・どちらかという満足」が併せて約30%、「どちらかという不満足・不満足」は約10%と利用者からも好意的に受け止められていると評価できる。

##### (4) タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業(参考資料参照)

今年度のタクシー観光利用者数は288組(平成22年12月時点)であった。目標値の300組には12月時点で12組及んでいないが現状の推移を維持出来れば目標値の達成が見込まれる。また、前年度との比較では242組(前年度)から46組増加させることが出来た。

苦情件数は今年度6件であり前年度の9件から3件減少させることが出来ている(平成22年12月時点)。

タクシー利用客の満足度を見ると、今年度約80%であり、前年度約60%と比較して20ポイント上昇させることが出来た。

今年度は連携計画で定めた目標を達成することが出来たが、今後もこの推移を最低限維持していくことが課題である。

#### ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

上田市街地循環バス及び丸子地域循環バスの実証運行事業は、上田市人口が平成20年10月～平成22年10月の3年間で約1,400人減少(減少率約1%)している中で、利用者数がいずれも増加傾向であり、連携計画で設定された目標の「バス利用者の拡大」に繋がる事業であることが認められる。また両循環バスの利用者満足度は向上傾向であり、利用者数と同様に「バス利用者の満足度UP」の目標に繋がる適切な事業であったと考える。

傍陽線本原地区迂回実証運行事業は、実証運行を開始した平成22年10月～12月の利用者数を前年度と比較すると1,000人増加している。また利用者の満足度も「不満足」よりも「満足」との回答率が高かった。よって、当事業は連携計画で策定された目標の「バス利用者の拡大」「バス利用者の満足度UP」に繋がる適切な事業であったと評価できる。

タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業については①で記述したとおり、事業で定めた目標に対して、一定の評価が伺え、上田市の公共交通活性化の総合的目標である「誰もが公平に利用できる利用者主体の公共交通体系の確立」に寄与する事業であったと評価できる。

なお、前年度までに完了している「乗り継ぎ情報提供表示板及びバスマップの作成」「別所線車両のラッピング」「上田市街地循環バス・丸子地域循環バス共通回数券の発行」については、各評価の詳細は各年度の事後評価書に記載しているが、上田市の公共交通の利用促進また周知度アップの面から公共交通の活性化に寄与したと考えられ、目標を達成するために適切な事業であったと考える。

## IV 自立性・持続性

### 1 事業の本格実施に向けての準備

#### ① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

上田市街地循環バス、丸子地域循環バスの実証運行については、実証運行期間中、毎年利用実態調査を行っており、利用者数の推移、利用者の意向の把握に努めた。そのデータを基に問題点・課題を把握し、改善策を検討している。傍陽線本原地区迂回実証運行は利用実態を把握するための調査を行い、利用状況の把握に努めた。タクシー当該事業については当該事業者で連携を取り、評価指標に関する数値把握、事業実施の問題点の把握に努めた。

##### (1) 上田市街地循環バス

当循環バスの課題として「利用の少ないバス停を経由しており、利用者から遠回りとの不満が出ている」「利用したい場所を通っていない」「新規に開店する大型施設への輸送」「利用者からの運行本数増加要望への対応」を把握し、来年度春改正に向けて、運行ルートとダイヤを検討中である。

##### (2) 丸子地域循環バス

当循環バスは「地域の拠点病院の診療時間にダイヤが合っていない」「利用者数が少ないバス停を経由しており、運行上の効率性が低下している」といった課題が抽出され、それに対して平成21年度に見直しを検討し、平成22年1月4日より運行ルートとダイヤを改正した。今年度は引き続き、利用実態調査を行い、その結果利用者の増加傾向、満足度の向上が確認された。

##### (3) 傍陽線本原地区迂回実証運行

当事業については、利用者数の増加、利用者からも好意的に受け止められている。ただし、迂回により「時刻が変更になり不便になった」「既存の本原バス停が不便になった」との意見があり、それらに対する対応を取るためにさらに詳しく利用状況を分析する必要がある。

##### (4) タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業

当事業は利用者数増加、苦情件数減少、満足度向上の3つの目標を達成することができ、事業としての効果は得られたと考えられる。ただし、計画事業中の「タクシーアテンダント事業」は観光知識・語学力等を保持したアテンダントの永続的確保を検討中であるが、利用者主体の公共交通を目指して、タクシー事業の活性化を目指さなければならないと考えている。

### 2 事業の実施環境

#### ① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

上田市街地循環バス、丸子地域循環バス、傍陽線本原地区迂回運行の本格運行を実施するに当たっては、利用料金を収入源として運行経費を賄うことが前提であるが、料金収入だけで賄えない赤字分については、市が補填することで関係者の了解を得ている。市で負担すべき費用については、平成23年度の当初予算案に計上し、財政当局と調整を図り、議会に諮っていく予定である。

またタクシー当該事業については、継続していく事業に対する必要経費をタクシー協会独自で確保し、そのための予算措置については検討中である。

#### ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

実証運行等を行っていく中で、地域住民に対する公共交通への関心度を高めることも重要なことであるとし、当法定協議会では「バスを乗って残していくための目標と見直し基準」を策定するなど、公共交通の取り巻く状況の発信を行った。それら取り組みにより、地元自治組織において、会議等で公共交通を議題として取り上げることから始まり、地域の公共交通に対する話し合いを行う機運が高まった。また、地区によってはバス停に自主的に座布団を置いたり、時刻表等を掲示するといった取り組みもされている。当該事業の本格実施に向けての環境整備は行われたものと評価できる。

またタクシー当該事業については、事業者・商工関係者・ボランティア等による観光振興の連携強化の取り組みが定例化されつつあり、来年度以降の事業継続への環境は着実に整いつつある。

## V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

### ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

法定協議会の協議会規約が平成20年3月14日に開催された第1回法定協議会で承認され(一部改正案は第6回法定協議会平成22年7月28日開催で承認)、施行されており、法定協議会の協議事項は「連携計画の策定及び変更の協議に関わること」「連携計画の実施に係る連絡調整に関すること」「連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること」、またこの他「協議会が必要と認めること」を定められている。よって、法定協議会において「計画事業の進め方」「実施状況」について審議される体制は整っており、平成20年3月14日から計6回の協議会を重ね(平成22年12月現在)審議してきた。

### ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。)

法定協議会の構成メンバーには「その他必要と認める者」の中に、合併前の旧市町村単位での「自治会連合会代表」を始め、「障害者総合支援センター」「婦人団体連絡協議会」「地域循環バス運営委員会」「身体障害者福祉協会」「高等学校長会」等の各組織代表が含まれており、住民や各組織の意向を反映される仕組みは整っていた。  
また、バス利用者へのヒアリング調査によるバスに対する意見収集や、各地域協議会や区長会での説明会を行っており、住民等の意見が反映される取り組みを実施した。

### ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

法定協議会は平成20年3月14日に第1回が開かれ、協議会規約等の承認がされた。  
平成20年度の総合事業(計画事業)については第2回法定協議会(平成20年8月20日)にて承認され、第3回法定協議会(平成21年3月17日)において実施状況が報告・審議された。  
平成21年度実施事業については、第3回法定協議会、第4回法定協議会(平成21年10月29日)にて承認され、第5回法定協議会(平成22年2月23日)に事業の実施状況の報告・審議が行われた。  
平成22年度実施事業については、第5回法定協議会、第6回法定協議会(平成22年7月28日)にて承認された。現時点では、今年度の事業を実施しながら、評価のための調査・分析を行っている段階であり、結果がまとまり次第法定協議会を開催し、事業実施状況の報告・審議を行う予定である。

### ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会の規約第9条第5項において、会議は原則として公開と定められており、会議は傍聴が可能な状況で開催された。  
なお、議事録や関係資料は上田市公式ホームページに各会議ごとに整理された上で公開された。

### ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

来年度より本格運行予定である上田市街地循環バス、丸子地域循環バスについては、平成20年10月運行開始当初から本格運行に向け、交通事業者、地域関係者、関係機関が含まれる法定協議会において審議されてきた。さらに、地元組織への説明会実施などにより、周知・PRを行ってきており、地域関係者及び関係機関の実質的な合意が形成されたと考える。また、傍陽線本原地区迂回実証運行は実証運行期間が短く、まだ利用状況等の把握が必要な段階であると考えている。実証運行開始時に法定協議会での審議、交通事業者、地域関係者、関係機関との調整は実施しており、来年度以降も運行を継続しながら効果を測定を継続していくことは関係者との合意が図られている。ただし、最終年度である今年度の事業報告は平成23年2月に法定協議会を開催し、最終的な合意を得る予定である。